

春日部市中心市街地活性化基金条例

(設置)

第1条 中心市街地の活性化の推進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、春日部市中心市街地活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）により措置した金額及び前条の設置目的に基づく寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 春日部駅付近連続立体交差事業及び関連まちづくり事業
- (2) 中心市街地の活性化支援事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める中心市街地に関する事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。